

社会法判例研究（第三七回）

社会法判例研究会

松永， 理士
九州大学大学院法学府修士課程

<https://doi.org/10.15017/2316>

出版情報：法政研究. 69 (4), pp.195-204, 2003-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

社会法判例研究（第三七回）

社会法判例研究会

長期出張中の新聞記者の死亡につき、業務起因性が認められた例

——中央労基署長（スポーツニッポン新聞社）事件

東京地裁・平成一四年二月二七日判決（確定） 労判八二一五号三二頁

松 永 理 士

【事実の概要】

一 亡Aは、昭和四七年四月一日訴外会社に入社し、競馬担当記者となった。主要業務内容は、訴外会社発行のスポーツ紙用の競馬予想記事の取材と執筆である。訴外会社では、各地の競馬場で行われる中央競馬会主催の夏競馬については、取材と記事執筆は当該開催地に競馬担当記者が交代で長期出張して行うものとされ、亡Aの死亡一年前の昭和六〇年七月二五日から同六一年七月二四日までの勤務日数二八〇日のうち、一六〇日（一年の勤務

日数の約五七パーセント）が出張であった。亡Aの所定労働時間は、火曜日から木曜日までは九時間三〇分、金曜日及び土曜日は五時間三〇分、日曜日は七時間三〇分、所定休日、四週を通じ四日以上、年間七八日であった。

二 亡Aは、第二回札幌競馬及び牧場取材のため、昭和六一年六月二五日から同年七月二八日まで三三泊三四日の予定で北海道に単独出張した。取材出張中のスケジュールは、月曜日が公休日、火曜日から木曜日が早朝取材、金曜日から日曜日が午前中の比較的遅い時間からの競馬場においての取材であった。死亡前一週間の勤務状況は、早朝からの勤務が二日間、午前中の比較的遅い時間からの出勤が三日間、午後からの出勤が二日間であった。なお、同月二二日には訴外会社の指示により高校野球の試合を四時間取材しており、二四日には「札幌三歳ステークスフェア」に訴外会社の担当記者として出演参加している。同年六月三〇日から死亡前日の七月二四日までの亡Aの原稿執筆量の合計は、亡Aが執筆したか争いのある部分も含めると、行数で合計六九九一行、一日当たり平均約二八〇行であり、死亡前一週間の原稿合計量は二二二九行、一日当たり平均約三三三行である。他社の札幌競馬の取材体制は、N社が三名（うちカメラマン一

名)、H社、S社が各二名であり、T社と訴外会社が各一名であったが、T社では、写真撮影は専門カメラマンに外注していた。出張期間は、N社が四週間、H社が二、三週間、T社が一〇日程度である。同年七月一九日から同月二五日までの各スポーツ紙の北海道競馬に関する記事量は、一日当たりの平均で、T社が約一二九行、S社が約六二行、H社が約九七行である。

三 このような状況の中で亡Aは同年七月二五日、出張先のホテルで急性心不全のため死亡した(当時三八歳)。亡Aの妻である原告Xは、亡Aの死亡は業務に起因したものであるとして、労災保険法により遺族補償給付及び葬祭料の支給を請求したが、被告Y(中央労基署長)は平成二年一月一七日付けで、不支給処分(以下「本件処分」)をした。そこでXは、審査請求および再審査請求をしたが、いずれも請求を棄却する旨の裁決を受けた。本件は、Xが本件処分の取り消しを求めた事案である。

【判旨】 請求認容

一 因果関係の判断のあり方

1 「労災保険法の関係規定(……)からすれば、労災保険法の定める労災補償制度は、使用者が労働者をその指揮監督の下に業務に従事させていることから、その過程において業務に内在する各種の危険に労働者が遭遇することが不可避的であることに鑑み、労働者保護の見地から、使用者の過失の有無にかかわらず、その危険が現実化して疾病等の災害が発生した以上、その災害によって労働者が受けた損害は使用者が負担すべきものであり、使用者に対し労働力の毀損に対する損失を補てん補を行わせることが衡平にかなうとして、その補償義務を課したものと解される。」

2 「このような労災保険法の立法目的、労災補償の趣旨からして、労働者に生じた疾病等が業務上の疾病等であるといえるためには、法的にみて業務に内在する危険が現実化したといえるほどの関係、すなわち労災補償を認めるのを相当とする関係がなければならぬから、業務と疾病等との間に相当因果関係があることを要すると解するのが相当である。」

3 「労災保険法上の相当因果関係の有無は……当該労働

者の業務の内容・性質、作業環境、業務に従事した期間等の労働状況、当該労働者の疾病発症前の健康状況、発症の経緯、発症した症状の推移と業務との対応関係、業務以外の当該疾病を発症させる原因の有無及びその程度等の諸般の事情を総合的に判断して、経験則上、業務に内在する危険が現実化したといえるほどの関係があるといえるかにより決するのが相当である。」

二 亡Aの死因

1 「亡Aの死亡時の状況は、痛みを感じたようにはみえないから、心筋梗塞の可能性は低く、重症の致死的不整脈と推認するのが相当であり、その原因は「特発性心室細動であると推認するのが相当である。」

2 被告は、亡Aの死因はブルガダ症候群〔遺伝子レベルの異常が原因とされる〕であると主張するが、「亡Aの特発性心室細動がブルガダ症候群であるかどうかについては……明らかではないといわざるを得ない。」

三 亡Aの死亡の業務起因性

1 「亡Aが過労の状態にあったものとすれば、それが誘因となって亡Aに心室細動を引き起こし、致死的不整脈

をもたらして急性心不全で死亡に至った高度の蓋然性を認めることができるというべきである。」

2 「競馬担当記者としての亡Aの業務は、著しく出張業務が多く、その期間も一か月を超えることが度々あること、出張時は、追い切り調教を取材する時は早朝午前五時ころに起床せざるを得ないなど、職務時間が変則的であるし、注目馬の動向も注視していなければならぬこと、取材対象、取材内容、取材場所がほぼ特定されているとはいえ、初対面の人にも取材しなければならぬこと、出張時の宿泊先は寮の相部屋かホテルでの長期の一人暮らしであって、自宅とは環境を大いに異にすることからすると……精神的、肉体的に相当負担のある業務であつたというべきである。」

3 「さらに、亡Aの執筆量については……他社の記者の期間や取材等に当たる人数、執筆量に比べ、亡Aが相当負担のある業務に従事していたと認めるに足りるものである。」

4 「単独取材は、代わりの者がいないことから、亡Aには、取材、執筆、送稿を滞らせないための精神的な緊張感があつたといえることができる。」

5 「亡Aの労働時間の」「具体的時間数については、これ

を認めるに足りる証拠はないが……亡Aは、前記労働時間を相当程度上回る時間、記事の執筆等の業務に従事していたものと推認することができる。」

6 「亡Aには、心臓疾患に係る既往症、基礎疾病、器質的疾患等を窺わせる資料はなく、虚血性心疾患の危険因子の一つとされる飲酒、喫煙については、飲酒量は少なく、喫煙も過度とまではいえない」

7 「諸般の事情を総合すると、亡Aの急性心不全の直接の原因と推認される特発性心室細動は、仮に亡Aの心臓に何らかの素因があったとしてもその自然的経過を超えて進行増悪して発症したものであり、亡Aの過重な業務が誘因となって発症したもので、亡Aの死亡と業務との間には、経験則上、業務に内在する危険が現実化したものとして、相当因果関係があるものと認めるのが相当である。」

8 「亡Aの発症前一週間以内の業務は日常業務を相当程度超えていると認めることができ、また、それより前の業務も過重であったということが出来るから、亡Aの死亡の業務起因性については、本件認定基準〔昭和六二年一〇月二六日基発第六二〇号、平成七年二月一日基発第三八号、平成八年一月二二日基発第三〇号等〕に照らし

ても、肯定することができる。」

四 結論

「以上によれば、亡Aの死亡は、亡Aの従事した業務に起因するものというべきであるから、これを業務上の死亡と認めなかった本件処分は違法である。」

【検討】 結論賛成、一部疑問

一 本判決の位置付け

本件は、長期出張中の心臓疾患による死亡が業務上のものであるか争われたものである。出張中の新聞記者に対して労災認定がなされた初めての事例であり、新聞記者という特殊な業務に対して、従来の判例法理や認定基準を適用したことに特徴がある。本件は業務内容の特殊性（新聞記者の業務にはかなりの裁量性があること、また出張が著しく多く、死亡前一年間では勤務日数の五七％が出張であること等）が労災認定基準に与える影響を示唆するものである。多様な勤務形態が普及しつつある中で、労災認定基準を再検討する一例となると思われる。

脳・心臓疾患は個人の基礎疾患（遺伝的要因や高血圧等）などの業務外の様々な要因が関係するため、それが業務上

の疾患と認められるためには、労基法施行規則三五条別表第一の二第九号の「その他業務に起因することが明らかな疾病」に該当する必要がある。この点、判旨（一）²、（一）³は「労働者に生じた疾病等が業務上の疾病等であるといえるためには、法的にみて業務に内在する危険が現実化したといえるほどの関係、すなわち労災補償を認めるのを相当とする関係がなければならぬ」としたうえで、「労働者に生じた疾病が業務上の疾病であるといえるためには、業務と疾病等の間に相当因果関係があることを要する」とした。また、相当因果関係の有無については「その判断に当たっては業務等の諸般の事情を総合的に判断するのが相当である」とされたが、これは行政解釈の立場である相対的有力原因説（業務の影響が他の要因よりも相対的に有力な原因でなければならぬとする説）にとらわれず、過重な業務か否かを総合的に考慮し、直接的に業務と発症と間の因果関係を判断するものである。このように総合的かつ柔軟に相当因果関係の有無を認定する傾向は、労災認定に厳格であった行政通達への批判とされ、以前からほぼ判例法理として確立していたといえるが、¹横浜南労基署長（東京海上横浜支店）事件（最一小判平成一二・七・一七労判七八五号六頁）²において、相対的有力原因説の不採用が明

確化され、その立場は定着したといえる。本判決もこれを踏襲したものである。

本件の争点は、①業務と疾病との因果関係のあり方、②亡Aの直接の死因、③亡Aの死亡が業務上の死亡といえるか、の三点であるが、以下では①および③に焦点を当てて検討する。

二 相当因果関係の判断枠組みについて

(1) 本件における判断枠組みの検討

判旨は、相当因果関係の有無は「諸般の事情を総合的に判断して、経験則上、業務に内在する危険が具現化したといえるほど関係があるか否か」で判断されるとしたが、判旨の結論部分（判旨三七）は「諸般の事情を総合すると……相当因果関係があるものと認めるのが相当である」と述べるにとどまり、それぞれの要因を等しく評価するのか、それともいずれかの要因を重視するのかを明言していない。判旨が各要因をどのように評価しているかを分析し、本件における判断枠組みを検討したい。

判旨一三で検討された「業務等の諸般の事情」とは、①業務の内容・性質、②作業環境、③業務に従事した期間等の労働状況、④当該労働者の疾病発症前の健康状況、⑤発

症の経緯、⑥発症した症状の推移と業務との対応関係、⑦業務以外の当該疾病を発症させる原因の有無、であり、それぞれの要因の判断については判旨三一〜七の通りである(④、⑦との関係では判旨二一〜二も含まれる)。

これらの要因は、質的(業務内容的)な業務過重性、および量的(時間的)な業務過重性の二つの視点から分類できると思われる。本件認定事実に沿って挙げると、前者には「出張が頻繁にあること」「出張中の変則的な勤務時間」「出張特有の業務内容」「単独出張であること」「他社よりも多い記事執筆量」「競馬取材以外の業務」「特ダネ執筆による精神的負担」が該当し、後者には「出張中の労働時間」が該当する。記事の執筆量が後者に分類されていないのは、単独出張であるのと相まって、ノルマとしての性格が強いためである。

この分類に即して考えると、それぞれの具体的な事実認定から、次の二点を指摘することができる。第一に、業務の質的過重性を重点的に認定していること、第二に、具体的な労働時間数を認定しておらず、量的過重性についてはさほど綿密な判断を加えていないことである。これらを踏まえたうえで、結論において相当因果関係は肯定されたことを考えると、判旨は、質的な過重性が十分に認定されて

いれば、量的な過重性はさほど重視せずとも相当因果関係は肯定されうる、と判断していると思われる。⁽³⁾

(2) 行政通達との比較

ところで、行政通達のスタンスであるが、最新の行政通達である「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準について」(平成一三年一二月一二日基発第一〇六三号)⁽⁴⁾では「労働時間の長さは、業務量の大きさを示す指標であり、また、過重性の評価のもつとも重要な要因である」とされており、労働時間を重視しているといえる。長期間の過重業務による疲労の蓄積についても「最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど業務の過重性が増す」としたうえで「発症前一ヶ月間おおよそ四五時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱い」とし、労働時間重視の方針を貫いている。⁽⁵⁾しかしながら判旨三五は「亡Aは、前記労働時間を相当程度上回る時間、記事の執筆等の業務に従事していたものと推認することができる」と述べるに留まり、具体的な時間数までは認定していない。もつとも、判旨では平成一三年通達は直接引用されていないが、労働時間数を厳密に認定していない以上、具体的な時間数に固執しない方針は推察できよう。本件判

旨は通達よりも柔軟に質的、量的両面から相当因果関係を判断したものといえる。

また、本件におけるリスクファクターの評価であるが、判旨二二において、ブルガダ症候群であることが明らかにされない以上、業務以外の要因として評価することはできないとし、またその他の要因（喫煙等）についても、判旨三六において業務起因性を否定しうるとまではいえないとしている。これは基労補発三一号（平成一三年一二月一二日）において「明らかに業務以外の原因により発症したと認められる場合等の特段の事情がない限り、業務起因性が認められるものである」とされていると同様の判断であり、この点においては判旨、通達ともに同じ基準を採用しているといえる。

(3) 本件判断枠組みの評価

しかしながら、通達にみられる労働時間重視傾向は、基本的には定型的な業務における判断基準として妥当するものと考えられる。定型的な業務においては、たしかに労働時間によって明確に過重性を立証できるためである。しかし、業務形態に応じた柔軟な判断を行うためには、質的過重性と量的過重性の両面から評価するのが相当であり、この二つの要因は等しく重要であると考えられる。前述のと

おり、本件においては量的過重性よりも質的過重性に比重が置かれているといえるが、新聞記者業務のように裁量性が高い場合には、労働時間数よりも最終的な成果（記事）が業務の評価基準として用いられることや、その裁量性ゆえに労働時間を厳密に認定しにくいことから、判旨の論理構成は妥当であると思われる。

三 新聞記者業務の特殊性の検討

以上、判旨の判断枠組みは基本的に賛成しうるものであるが、質的過重性が重視される以上は、その認定はより精緻に行われる必要があったと思われ、本件判旨において十分にそれがなされたかは疑問が残る。

まず、判旨三二において「競馬担当記者としての亡Aの業務は、著しく出張業務が多く……精神的、肉体的に相当負担のある業務であったというべきである」として、出張中の具体的業務状況のみならず、出張そのものを過重性の判断基準として用いているのが疑問点である。冒頭一で述べたように、本件の特徴は、新聞記者の業務にはかなりの裁量性があること、また出張が著しく多く（死亡前一年間では勤務日数の実に五七％が出張）またその期間も一ヵ月以上にわたっていることであるが、判旨ではそれら新聞記

者業務の特殊性は特に言及されておらず、一般的な労働者の出張と同列に論じられている。

そもそも出張が過重性の判断基準として用いられるのは、「出張は非日常業務であつて労働者に通常以上の負担がかかる」という前提があつてのものであろう。しかし、新聞記者の業務を考えるに、出張や取材は記事作成と並んでこの職業の重要な業務であるといえる。とすれば、他の職業に比べ出張や取材はそれほど特異なものではなく、身体的、精神的な負担は相対的に軽度であると考えられるのではないか。したがつて出張日数は業務過重性判断の視点としてふさわしくなかつたと思われる。

また、事実として、死亡前一年間は勤務日数の五七％も出張している以上、むしろ出張業務の方が日常業務に近いともいえ、両業務の区別は困難であるといえる。この点、判旨三八においては「亡Aの発症前一週間以内の業務は日常業務を相当程度超えていると認めることができ」ときれ、出張業務、日常業務という二元的な捉え方がなされており、やや分析不足の印象を受ける。本件のようなケースでは、あえて両業務を区別する必要はなかつたのではないか。

四 裁量労働制における判断基準との比較

ところで、本件のような業務形態は、専門業務型裁量労働制が適用される（労基則二四条の二の二第二項）。そこで、専門業務型裁量労働制がとられている事例と比較して、本件の認定基準のあり方につき若干の検討を加えたい。

まず、前述した新聞記者業務の特殊性から、本件は「業務の裁量性が高いにもかかわらず、専門業務型裁量労働制がとられていない」事例と位置付けることができる。そのため、基本的には一般の認定基準でカバーされたが、業務における裁量性の高さが十分に評価されなかつたといえる。他方、本件では「専門業務型裁量労働制がとられている」場合については判断がなされておらず、どういった枠組みで認定していくのか、未だ明らかになつていないといわざるをえない。

また、これら二類型と異なり「業務の裁量性がさほどないにもかかわらず、専門業務型裁量労働制がとられている」ケースも考えられ、そのような事例として、裁判例ではないものの（株）光文社過労死事件⁷⁾がある。出版物の編集者という新聞記者に比較的業務内容が近い業種であり、裁量労働制が採用されていた事例であるが、実際にはさほど裁量性もなく、また膨大な時間外労働が行われていた点に特

徴がある。同事件の保険給付支給決定（平成一四年五月一五日）では一般の基準による労災認定が行われており、裁量労働制の採用の有無にとらわれることなく、業務の実態を重視したものといえる。

本判決および右事件から「業務の裁量性が高く、専門業務型裁量労働制がとられている」場合にも、一般の判断基準を用いていく方法も考えられうる。しかしながら、専門業務型裁量労働制の制度趣旨や、業務の高い裁量性ゆえに、従来とは異なった過重性判断の視点が求められるであろう。本件はそうした考慮の契機となりうるものとしても、意義があつたと思われる。

(1) 過去の裁判例と通達の動向を分析したものととして、岩出誠「脳・心臓疾患等の労災認定基準改正の与える影響」ジュリスト一〇六九号四七頁（一九九五）。

(2) 判例解説として、岡村親宜「過労死労災認定と最高裁判所判例の意義と課題」労判七九九号五頁（二〇〇一）。また、西宮労基署長事件（大阪淡路交通）事件（最一小判一二・七・一七労判七八六号一四頁）も同旨の判例といえる。

(3) 同旨の判例として、桐生消防本部事件（東京高判平成一二・八・九労判八一五号五六頁）。二四時間隔日勤務中に

起こった急性心不全による死亡に対して業務起因性が肯定された。

(4) 基発一〇六三号の意義と問題点を分析したものととして、岡村親宜「改正過労死労災認定基準の意義と問題点——二〇〇一年一月二日付過労性脳・心臓疾患労災認定基準の検討」労働法律旬報一五二三号四頁（二〇〇二）。

(5) もっとも、基労補発三一〇号（平成一三年一月二二日）では「発症前一月間ないし六か月間にわたって、一か月当たりおおむね四五時間を超える時間外労働が認められない場合は、疲労の蓄積が生じないとされていることから、業務と発症の関連性が弱いと評価できるとされたものであり、一般的にこの時間外労働のみから、特に過重な業務に就労したとみることは困難である。したがって、このような労働時間の実態にあつて、業務起因性が認められるためには、労働時間以外の負荷要因による身体的、精神的負荷が特に過重と認められるか否かが重要となるものである。」とされ、四五時間以下であるからといって、直ちに業務起因性が否定されるものではないとされている。

(6) 前掲岡村論文（注四）二八頁最上段。

(7) ㈱光文社過労死事件・被害者のウェブサイト

<http://www.w001.upp.so-net.ne.jp/wackey/index.htm>

当初（平成一二年五月二二日）東京中央労基署は、①勤務時間は長いが業務の密度は疑問、②長時間勤務ではあるが、同じ職場の他の編集者と比べて特に長いとは言えな

い、③裁量労働制の職場なので自分で勤務時間を工夫できた、④読者調査は必ずしも業務命令があったとは言えない、として「不支給決定」を行った。

しかし、その後の労災認定新基準を受けて、①深夜労働が頻繁に行われている、②発症六ヶ月前の時間外労働時間が月平均八三時間四八分にのぼり、新基準の月八〇時間を超えている、ことから右決定を翻し、平成一四年五月一日に労災認定を行い、補償金給付決定をなした。平成一三年通達の新基準が適用された事例といえる。

なお、この認定により再審査請求は取り下げる方向となったが、会社側を相手取った安全配慮義務違反による損害賠償請求訴訟はなお係争中である（平成一五年一月一六日現在）。